

令和5年9月15日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員12名)

1番	梢	正美
2番	表谷	茂浩
3番	中谷	松助
4番	福田	晃悦
5番	南	正紀
6番	寺井	強
7番	堂下	健一
8番	南	政夫
9番	越後	敏明
10番	富澤	軒康
11番	櫻井	俊一
12番	林	一夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	小泉勝
副町長	庄田義則
教育長	間嶋正剛
参事	新田辰巳
総務課長兼デジタル情報課長	山下光雄
富来支所長	吉村満
企画財政課長	村井直
税務課長	中田龍一
住民課長	池端久幸
子育て支援課長	東山和憲
健康福祉課長	宮下隆
環境安全課長	上滝達哉
商工観光課長	福田秀勝
農林水産課長	大谷清樹

まち整備課長	山内 勉
富来病院事務長	笠原 雅徳
会計管理者(会計課長)	平野 雅巳
学校教育課長	藤井 専
生涯学習課長	大島 信雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向井 徹
議会事務局参事	飯田 一也
議会事務局次長	坂上 大輔

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 議案第42号ないし第47号及び認定第1号ないし第8号並びに請願第2号及び3号 (委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 委員会提出 発委第4号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第3 町長追加提出 同意第2号ないし第5号 (提案説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第4 委員会提出 発委第3号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第5 議員提出 発議第3号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

福田晃悦議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 議案第42号ないし第47号及び認定第1号ないし第8号並びに請願第2号及び3号（委員長報告、質疑、討論、採決）

福田晃悦議長 次に、町長提出 議案第42号ないし第47号及び認定第1号ないし第8号並びに請願第2号及び第3号を一括して議題とします。

以上の各案の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

福田晃悦議長 教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された請願2件について、9月6日に委員会を開催し、町執行部及び関係者の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

請願第2号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書の採択を求める請願については、紹介議員から趣旨説明を受け、審査しました結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

請願第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願については、紹介議員から趣旨説明と参考人として、教員である石川県教職員組合の担当者を招集し、学校と教員の現状報告がありました。

その中で、教員の働き方については、教員は基より、子ども達の学びにも関わるものと考え、ぜひとも少人数学級の実現と、教職員定数の増員が必要であると懇願されました。

審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した次第であります。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 予算決算常任委員会委員長 富澤軒康君。

富澤軒康予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された令和5年度各会計の補正予算にかかる議案6件及び令和4年度各会計決算にかかる認定8件について、去る9月7日、12日、13日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及

び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般的にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、議案第 42 号 令和 5 年度志賀町一般会計補正予算（第 3 号）について、及び認定第 1 号 令和 4 年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第 3 号 令和 4 年度志賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数、その他の案件につきましては、全会一致により、可決または認定すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、令和 5 年度予算の執行及びこれから取りかかる新年度予算の編成には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し、健全で計画的な財政運営を図られるよう要望しまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい。議長。

福田晃悦議長 3番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、議案第42号 令和5年度志賀町一般会計補正予算(第3号)について、認定第1号 令和4年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和4年度志賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、には反対の立場から、続く請願第2号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願、請願第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願については、賛成の立場から、討論を行います。

議案第42号については、役場本庁舎1階窓口のローカウンターへの改修、7月1日の大雨による道路や農業用施設の災害復旧など、必要な補正が組まれています。

ただこの補正の中に、アーバンスポーツ、多目的広場施設の管理棟備品などのさらなる購入費が含まれています。安全なスケートボード練習場は必要だとしても、それ以上の大掛かりなものは今必要ではない、という立場から反対とさせていただきます。

認定第1号の昨年度一般会計歳入歳出決算認定についてですが、多くの必要な施策事業が行なわれました。

しかし、今、世界は原発や石炭火発から、省エネと再生エネルギーへと大きく向かっている中、任意の原発推進団体、志賀原子力発電所環境安全対策協議会への補助金、トラブル続発のマイナンバーカードの事実上の強要とも取れる、カード新規取得者・保持者への給付金、又、どうしても、競争、競争でゆとりを無くしてしまう、国・県に加えて、町独自の学力テスト委託料等が含まれていますので反対とさせていただきます。

認定第3号についてですが、これは後期高齢者医療特別会計歳入予算の中に、保険料の引き上げが盛り込まれていましたので、反対とさせていただきます。

続く請願第2号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願についてです。

マイナンバーカードをめぐる問題が続出する中、取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証と一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強要することにつながる重大な方針転換がありました。

来年、秋の健康保険証の廃止に対する反対の世論が高まる中、共同通信社が実

施した全国電話世論調査によると、現在の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1パーセントに上ったと報道されています。

また開業医の集まりである全国保険医団体連合会が行った健康保険証の廃止に伴う高齢者施設等への影響調査によると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答しています。

健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められます。

よって、健康保険証の廃止により健康保険証を持たず、保険診察を受けられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、国に対して、中止を含め見直すことを強く求める本請願には、賛成といたします。

次に、請願第3号 少人数学級、教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願についてであります。

ある中学の数学の教員の方は、授業で『「先生、わかった」と顔を上げたときの生徒の目の輝きが宝物です』との事です。

ただ、「目が輝く授業」のためには、それ相応の準備が必要です。今、その準備をしようにも、あまりにも、時間が足りないという事です。

したがって、ズバリ、もっと教職員の増員、さらなる少人数学級の推進で、先生も、児童・生徒も、もっとゆとりを持って学べるようにすべきと思います。

教職員の労働条件の改善は、ひいては、子ども達の教育条件の改善につながります。

よって、請願第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願には、賛成といたします。

以上、議員各位におかれましては、慎重で的確なるご判断をされますよう、お訴えをいたしまして、私の対論といたします。

ありがとうございました。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

南政夫議員 はい。

福田晃悦議長 8番 南政夫君。

南政夫議員 はい、議長。

8番 南政夫です。

私は請願第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

次代を担う子供たちの健やかな成長は私達大人の共通の願いであります。

しかし近年、子ども達を取り巻く環境は著しく変化し、急速に進む少子高齢化や、特に地方における過疎化の進行に伴い、地域の教育力の低下が指摘される中、学校現場においても、いじめや不登校といったさまざまな教育課題など解決すべき課題が山積しており、その課題解決のためには、教職員が児童生徒としっかり向き合える体制を整備することが重要であります。

また、令和3年1月に中央教育審議会より答申された、令和の日本型学校教育の構築の実現に向けて、児童生徒一人ひとりが多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となるよう、全国どこで育っても、地域と体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられることが保障されなければなりません。

そのような中、令和3年3月には小学校の学級編制の標準を35人に引き下げることにするよう義務標準法が改正されて、2年生から6年生については段階的に35人学級とされているところでありますが、今後さらにきめ細かい教育活動を進めるためには、計画的、安定的な教職員配置を図ることにより、中学校、高等学校の35人学級編制についても早期に実現することが必要であります。

また一方では、令和4年度教員勤務実態調査速報値によりますと、教職員の長時間労働は一定程度は改善が見られるものの、依然として長時間勤務の教職員が多い実態も明らかになり、学校における働き方改革の更なる推進が求められるところでもあります。

議員各位におかれましては、本請願の趣旨を十分ご理解いただき、良識あるご判断で賛同いただきますようお願いを申し上げます、私の賛成討論といたします。

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

越後敏明議員 議長。

福田晃悦議長 9番 越後敏明君。

越後敏明議員 議案第42号 令和5年度志賀町一般会計補正予算について、この議案には先進的海洋センター整備事業、いわゆるスケートボード場の整備費用が含まれていますので、反対の立場で討論いたします。

その理由といたしまして都会的スポーツと言われるスケートボードが、自然豊かな能登の里山里海の地にマッチするとは思えないからです。

そして、賑わいを取り戻すことを事業目的として、総事業費が約10億円もの大型投資事業であるにも関わらず、施設・管理・運営面に関して明らかではなく、不透明な状況である中、利用者3万人で1人あたり1,000円の消費で3,000万円の経済効果を見込んでいるとの事です。

昨今の時代認識として、全国的な人口減少及び町内にて限界集落の増加の中、スケートボード利用者の核ともなる富来地域の年間出生数は1桁台で推移しており、更にスケートボードがオリンピック競技に採用されたとは言え、町体育協会、町内団体からの建設要望も出ていない中で、およそ10億円もの大きな投資をする公共施設は、地域の実状を捉えて住民福祉の向上につながるのでしょうか。

最も懸念されるのは、町外の利用者のための公共施設となり、将来町の重荷となる事です。

思い出されるのは、「この道はいつか来た道」との言葉です。

本質的に、外部要因に左右される事業は公は立ち入らず、民間に委ねるべきと私は思います。

以上で私の反対討論といたします。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

南正紀議員 議長。

福田晃悦議長 5番 南正紀君。

南正紀議員 5番 南正紀です。

私は、請願第2号 健康保険証廃止の中止を求める意見書採択の請願については反対の立場から、議案第42号 令和5年度志賀町一般会計補正予算第3号について及び認定第1号 令和4年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてに対しては賛成の立場で討論をいたします。

まず、請願第2号についてであります。

本請願で触れられている通り、マイナンバーカード導入に際しては、初期の不具合が散見されております。これまでも国が国の大きな制度の改革・改正を進めるにあたり、同様の事象が発生してきました。

しかしながら、それらの不具合は政府等による丁寧な説明や再発防止対策の実施に加え、わが国民の懸命な受止めにより良好に収束してまいりました。

今回の事業におきましても、国民の不安を解消する方向で解決していくものと考えます。

さらには、デジタル化が避けて通れない社会情勢やマイナンバーカードと保険証の一体化により、医療機関でも受付を自動化できる点、これまでは煩雑であった就職・転職・引越し時の切り替えがスムーズに行える点、医療費控除の確定申告の自動化、初診の追加医療費の軽減等、数々のメリットが生じることを勘案すると、推進すべき事業であると思えます。

よって、当該事業について否定する本請願には賛同しかねるものであります。

加えて、マイナンバーカードと保険証を一体化することにより、我が国が世界に誇る国民皆保険制度の機能に何ら影響を及ぼすことがないにもかかわらず、本請願本文中には、健康保険証の廃止は、「国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず」との記述があり、これはいたずらに不安を煽るとともに本事業により保険制度の機能が失われるとの誤解を与えかねず、極めて不適切な表現であることを申し添えます。

次に、議案第42号についてであります。

今回の一般会計の補正につきましては、エネルギー・食料価格高騰緊急支援給付金給付事業、老朽危険空家等除却事業補助金、定住促進住宅地整備事業等に増額補正する、まさに住みよいまちづくりに配慮した補正であり、資金使途・補正額ともに適正であり賛同すべきであります。

また、本町の豊かな将来を創出する一大事業である先進的海洋センター整備事業につきましても、積極的に増額補正しており、執行部の将来を見据えた町政運営について、大きく心より敬意を表するものであります。

以上の観点より、本議案につきましては、賛意をもって可決すべきものであると判断いたします。

引き続き認定第1号についてであります。

令和4年度の決算につきましては、去る12日、13日の両日で審査いたしました
が、本町に不可欠な生活バス路線維持やコロナウイルス感染症が長期化する中、
子育て世代を支援するべく、新生児に対し、10万円の特別給付金支給など、安心
して暮らせるまちづくりに対し、積極的に一般財源を投入しており、高く評価い
たします。

また、中学校通学に対し、通学定期代金補助の実施、志賀高校に対しましても、
通学費補助、教育振興会への助成、学校給食の導入等を行っており、充実した教
育環境が構築されております。

さらには再稼働に向けて、安全対策審査・安全対策工事が進む志賀原子力発電
所の現況について正確な広報活動を行う団体への助成、志賀の太鼓連絡協議会、
志賀町商工会青年部、富来商工会青年部、志賀町観光協会等が行う事業への助成
による交流人口拡大を創出する等、官民一体となったまちづくりにも適切に対処
しております。

これら全ての事業が必要不可欠であり、その予算執行額も適切であることから、
本案は認定すべきだと考えます。

その他、残余の認定案件、議案につきましても、いずれも住民福祉向上の観点
から全てに賛意を表するとともに、議員各位の良識なご判断の下でのご賛同をお
願い申し上げ、私の請願第2号に対する反対討論を、議案第42号および認定第1
号に対する賛成討論といたします。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第42号 令和5年度志賀町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立8名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、町長提出 議案第43号 令和5年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ないし、第47号 令和5年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第1号)についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 認定第1号 令和4年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本件は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 認定第2号 令和4年度志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、町長提出 認定第3号 令和4年度志賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本件は委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、町長提出 認定第4号 令和4年度志賀町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第8号 令和4年度志賀町立富来病院事業会計決算認定についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、請願の採決を行います。

請願第2号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書の採択を求める請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

この請願は、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

福田晃悦議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

次に、請願第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願は、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本請願は、採択と決しました。

南正紀議員 議長。

福田晃悦議長 南正紀君が発言を求めておりますので、これを許可します。

5 番 南正紀君。

南正紀議員 今ほどの請願第 3 号の採択に伴い、この際、委員会提出議案を提出させていただきます。

福田晃悦議長 ただ今、教育民生常任委員会委員長 南正紀君から、委員会提出 発委第 4 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についての提出がありました。

お諮りします。

ただ今、提出のありました委員会提出 発委第 4 号を、日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第 1 発委第 4 号 (趣旨説明・質疑・討論・採決)

福田晃悦議長 発委第 4 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを、議題とします。

議案を配付してください。

(事務局が議案を配付)

福田晃悦議長 本案の提出者から、説明を求めます。

教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長の南正紀です。

発委第4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

学校の現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しております。

子ども達のゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠となっております。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要であります。

加えて、きめ細かい教育活動をするためには、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要であります。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するように求めるものであります。

議員各位におかれましては、子ども達の教育に関する重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本案の趣旨説明とさせていただきます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

**日程第 3 町長追加提出 同意第 2 号ないし第 5 号 (提案理由説明、質疑、委員会付託、
討論、採決)**

福田晃悦議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、同意第 2 号ないし第 5 号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

福田晃悦議長 小泉町長。

小泉勝町長 去る 8 月 29 日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた人事案件にかかる同意 4 件について、その概要をご説明申し上げます。

同意第 2 号から同意第 4 号までは、志賀町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

同意第 2 号から同意第 4 号については、本年 10 月 20 日をもって任期満了となる大津の北口顕照氏、館の土田善博氏、西海風無の大正路哲郎氏を、引き続き選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

同意第 5 号 志賀町教育委員会委員の任命については、本年 10 月 21 日をもって任期満了となる末吉の保々稔氏に代わり、相神の岡本明希氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なる

ご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑 ・ 委 員 会 付 託 ・ 討 論 の 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

各件につきましては、人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、直ちに採決することに決しました。

(採 決)

福田晃悦議長 これより採決します。

各件の採決は、起立によって行います。

まず、町長追加提出 同意第2号を採決します。

本件は、志賀町大津ハの120番地 北口顕正氏の志賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

続いて、町長追加提出 同意第3号を採決します。

本件は、志賀町館77番地2 土田善博氏の志賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

続いて、町長追加提出 同意第4号を採決します。

本件は、志賀町西海風無ヲの36番地 大正路哲郎氏の志賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

続いて、町長追加提出 同意第5号を採決します。

本件は、志賀町相神ハの54番地 岡本明希氏の志賀町教育委員会委員の任命につき同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

日程第3 発委第3号(趣旨説明・質疑・討論・採決)

福田晃悦議長 次に、本日、議会運営委員会委員長 櫻井俊一君から提出のありました発委第3号 志賀町議会の個人情報の保護に関する条例の改正についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

議会運営委員会委員長 櫻井俊一君。

櫻井俊一議会運営委員会委員長 はい、議長。

議会運営委員長 櫻井俊一です。

発委第3号 志賀町議会個人情報の保護に関する条例の改正について、趣旨説明をいたします。

個人情報保護法の改正で地方議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自立的な対応に委ねることとされました。

現在、本町議会において、志賀町議会の個人情報の保護に関する条例により、個人情報保護について必要な事項を定めておりますが、罰則関係の規定を追加することにより、制裁の実効性が高まることで違反等の抑止が期待できると言えます。

そこで引き続き個人情報の適正な取扱いを確保するため、本町議会の個人情報の保護に関する条例を改正するものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解され、ご賛同頂きますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい。議長。

福田晃悦議長 3番 中谷松助君。

中谷松助議員 私は発委第3号 志賀町議会の個人情報の保護に関する条例の改正についてについて、反対の立場から討論を行います。

この条例改正の根本には、個人情報保護を後退させ、大量の個人情報をビジネスに利用しようとする特定の企業の利益を後押ししようという国の姿勢があります。

よって、それに寄与することに繋がる恐れのある本改正につきましては、反対とさせていただきます。

議員各位におかれましては、慎重なるご判断をされますよう、お伝えをいたしまして、私の反対討論といたします

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 9名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第3号（趣旨説明・質疑・討論・採決）

福田晃悦議長 次に、本日、表谷茂浩君ほか2名から提出のありました発議委第3号除雪業務における時間外労働の取扱いに関する意見書についてを、議題とします。

提出者から、説明を求めます。

2番 表谷茂浩君。

表谷茂浩議員 はい、議長。

2番 表谷茂浩です。

発議第3号 除雪業務における時間外労働の取り扱いに関する意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

平成31年の労働基準法の改正により、働き方改革の一環として、時間外労働の上限が規制されており、建設業においても令和6年4月より適用されます。

建設業の担い手不足の中、人材確保に向けて、週休2日制の導入や時間外労働の上限を規定することは大変重要で意義深いものであります。

一方、ひとたび大雨などにより災害が発生すれば、建設業に携わる方々は、夜間や休日などの復旧作業を行うことで、早期に地域住民の安全安心を確保しなければなりません。

こうしたことを鑑み、4月より適用される建設業における時間外労働の上限規定の中では災害業務に関する業務において、適用除外されています。

除雪業務も災害同様に、いつ何どき発生するかは予測ができないため、計画的に遂行することは難しく、降雪が続けば通常の水生活の停滞を招く恐れがあるため、建設業の方々は国や地方自治体の要請を受け、災害時と同様に休日夜間を問わず作業を行っています。

冬期間における除雪作業は、物資輸送や通勤通学などの町民の生活を支える上で大変重要な役割を担っています。

よって、国におかれましては、下記の事項を実施するよう強く要望します。

1 除雪業務全般に対しては、災害と同様一律に時間外労働の上限規制の適用除外とすること。

2 雪害となる基準を明確にして、適切な指導等を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により志賀町議会は国に対して意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、町民の生活を支える上で重要な要望案件と提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、以上本件の趣旨説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委員会付託省略)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい。議長。

福田晃悦議長 3番 中谷松助君。

中谷松助議員 私は発議第3号 除雪業務における時間外労働の取り扱いに関する意見書についてについて、反対の立場から討論を行います。

私はどんな業務でも基本的に、二次被害を被らないようにすることが原則だと思います。

確かに、冬期間において除雪業務を休日・夜間を問わず、長時間されています。

だからこそ、持続可能な労働条件の確保ができるように、事前にオペレーターなどの確保のための準備ができるような、契約単価のアップ等々の労働条件向上に繋がる対応こそ進めるべきと思います。

したがって、逆に、災害時の労働条件の改悪・企業の乱用に繋がる恐れのある除雪業務における時間外労働の取り扱いに関する意見書について、ついでに、反対とさせていただきます。

議員各位におかれましては、慎重なるご判断を賜りますようお願いを申し上げます。まして、私の反対討論といたします。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

それでは、議員提出 発議第3号 除雪業務における時間外労働の取扱いに関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

福田晃悦議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

福田晃悦議長 以上をもちまして、今定例会の議事はすべて終了しました。

令和5年第3回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時01分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第31号
健全化判断比率報告書

- 2 議長報告第32号
資金不足比率報告書

- 3 議長報告第33号
委員会審査報告書

- 4 議長報告第34号
閉会中の継続調査について

- 5 議長報告第35号
入札結果調書について
(令和5年8月30日 9件)
(令和5年9月14日 3件)

- 6 議長報告第36号
陳情について
電気料金等の光熱水費や食材料費の高騰に対する医療機関への財政措置の
早期創設等を求める陳情書

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 南 政 夫

志賀町議会議員 越 後 敏 明